

多摩川河川敷駐車場運営事業者選定・募集要項

1 背景・目的

川崎市内の多摩川河川敷は、野球場、サッカー場、バーベキュー場など多くの公園施設があるほか、河川敷を利用した様々なイベントも開催されており、多くの市民に親しまれています。川崎市では、多摩川河川敷を利用する市民のために、上平間・丸子橋・瀬田・宇奈根の4箇所で、設置管理許可制度を採用して駐車場を運営していますが、本駐車場は河川敷という立地条件から、機械式による駐車場管理が困難であり、警備員による管理が必要であるなど、他の駐車場にはない特徴を有しています。このような状況の中、人件費高騰等の影響により、持続的な駐車場運営が困難な状況です。

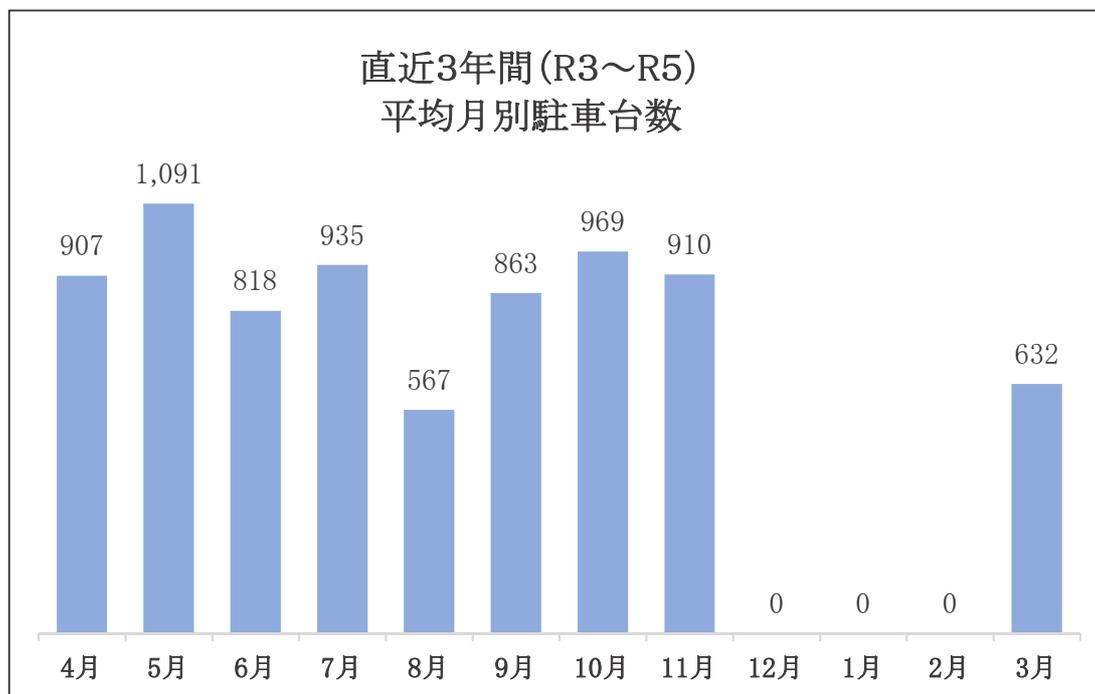
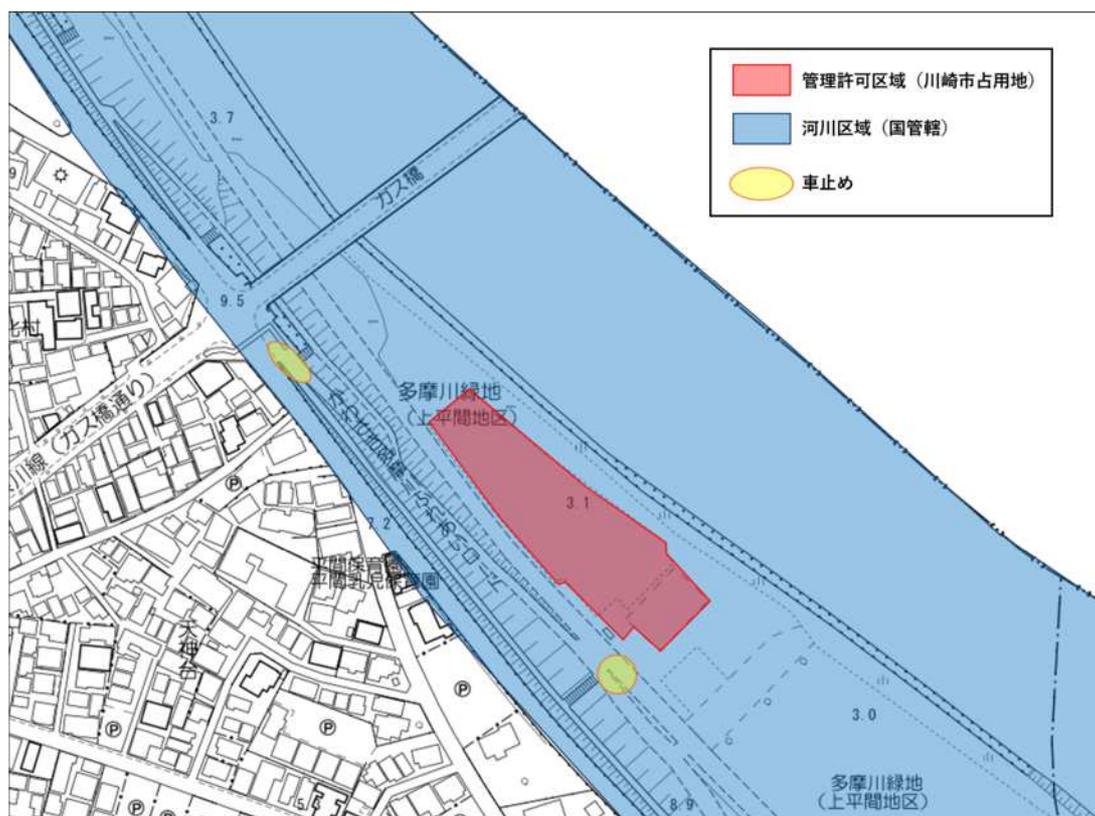
こうした状況を踏まえ、民間事業者のノウハウを生かし、持続的な経営を達成するため、都市公園法第5条第1項に基づく設置管理許可を受ける駐車場事業者を企画提案により公募するものです。

2 募集の概要

(1) 対象施設

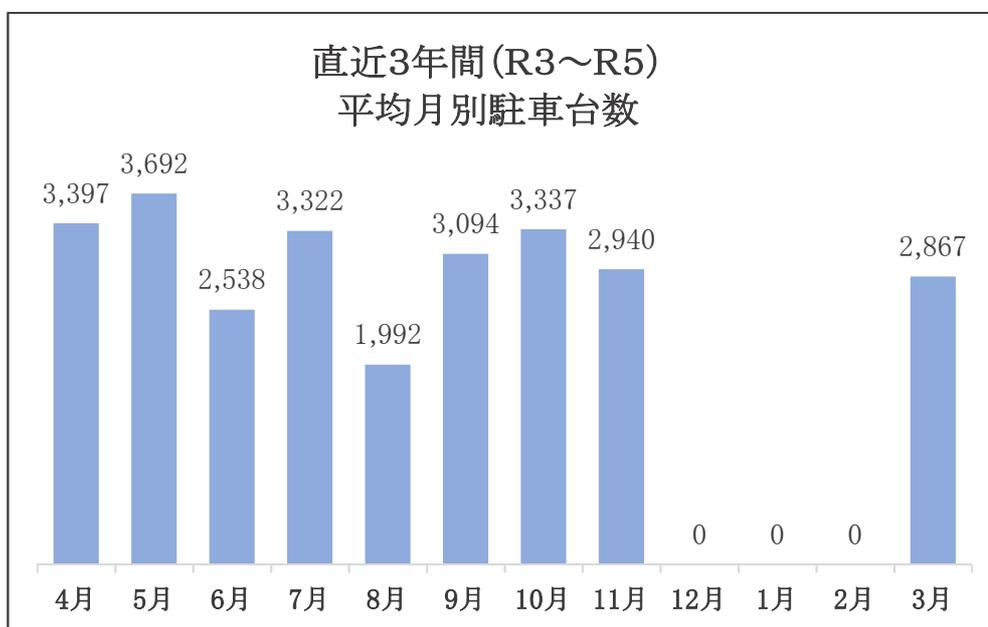
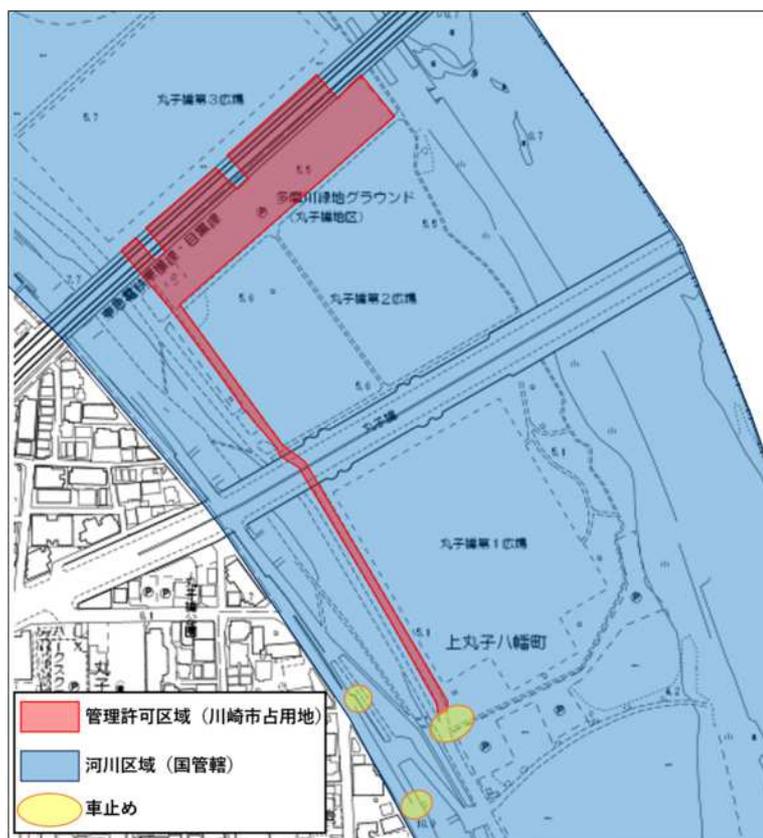
駐車場名	所在地	駐車可能台数	面積
上平間駐車場	中原区上平間地内	186 台	5,468 m ²
丸子橋駐車場	中原区上丸子八幡町地内	303 台	12,934 m ²
瀬田駐車場	高津区瀬田地内	235 台	6,158 m ²
宇奈根駐車場	高津区宇奈根久地地内	120 台	3,505 m ²

上平間駐車場(中原区上平間地内/最大 186 台/面積 5,468 m²)



直近3年平均の年間駐車台数は 7,693 台。

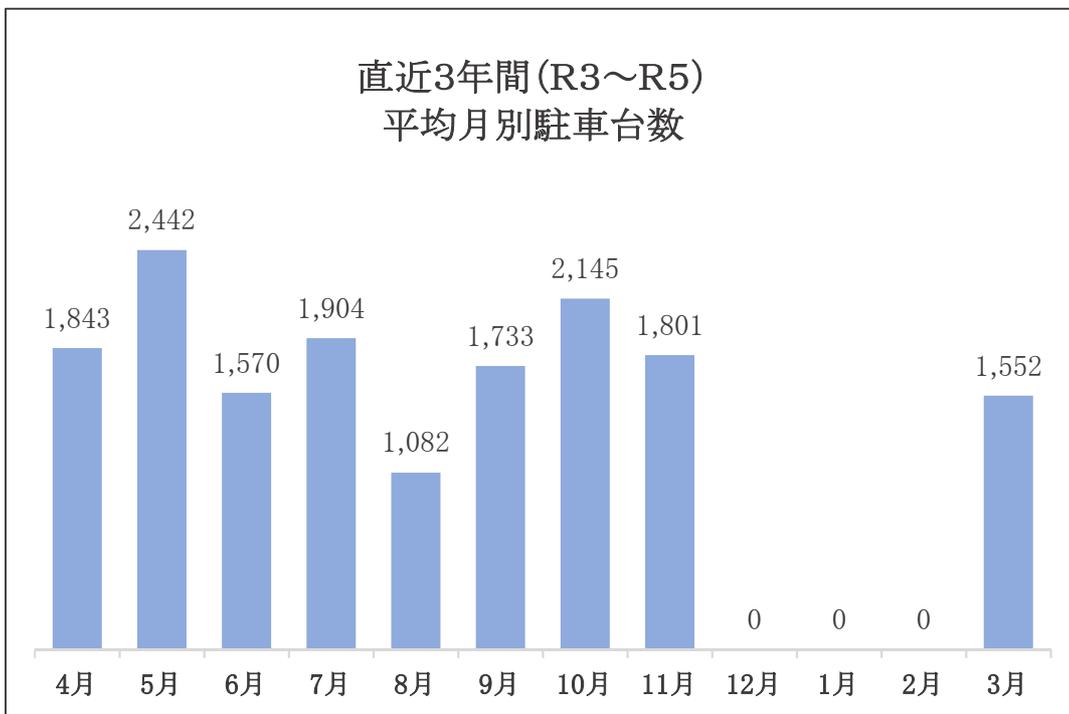
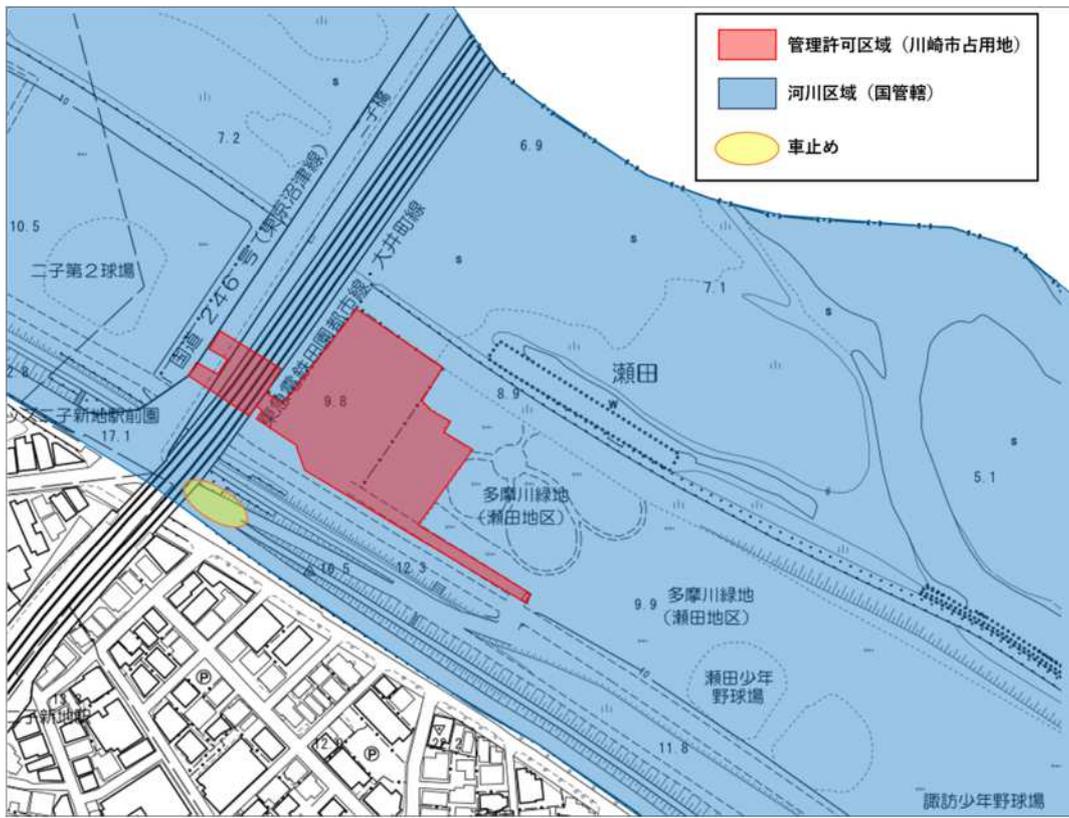
丸子橋駐車場(中原区上丸子八幡町地内／最大 303 台／面積 12,934 m²)



直近3年平均の年間駐車台数は 27,178 台。近隣河川敷では土日祝はバーベキュー、各種イベント等を実施。令和7年から、平日は駐車場スペースを利用して高齢者教習を実施予定のため、平日の駐車場運営は不可。

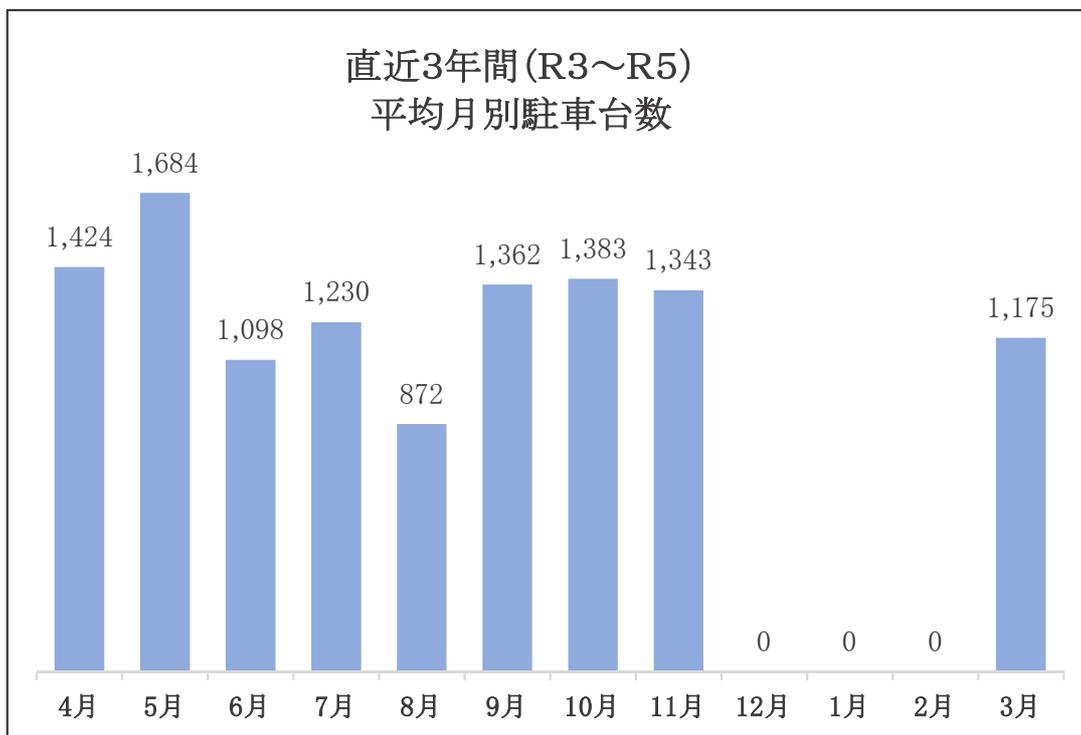
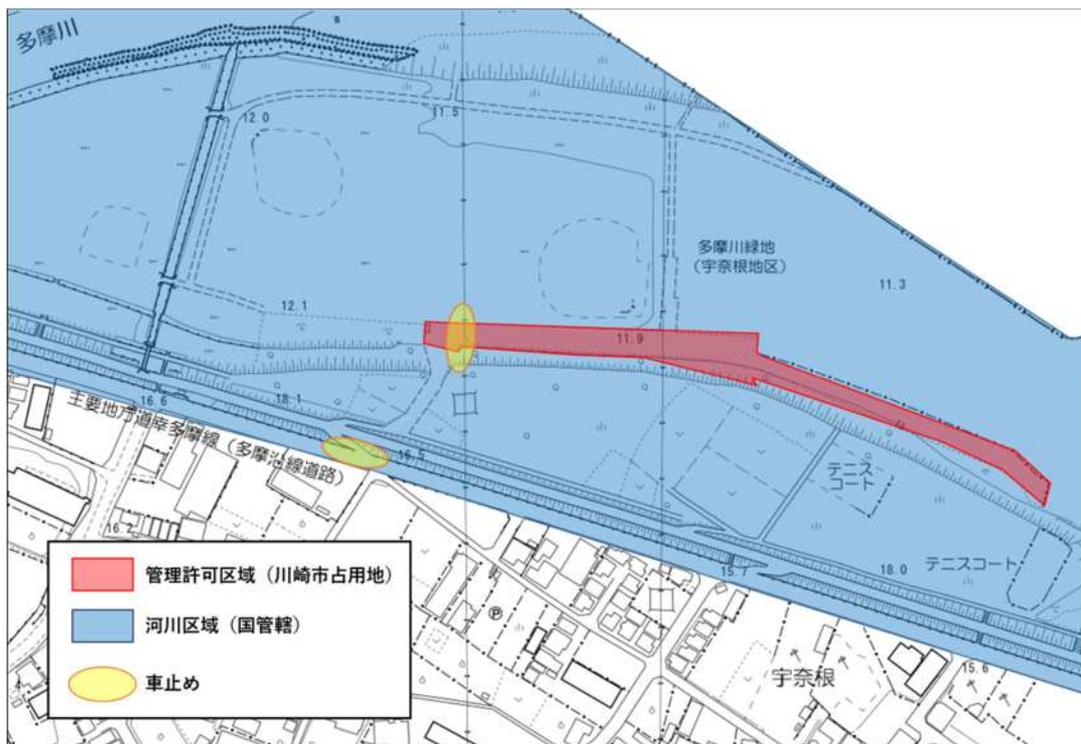
参照：市ホームページ(<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000159251.html>)

瀬田駐車場(高津区瀬田地内/最大 235 台/面積 6,158 m²)



直近3年平均の年間駐車台数は 16,071 台。近隣にバーベキュー広場(指定管理施設)あり。
参照:バーベキュー広場ホームページ(<https://tamagawa-bbq-area.com/>)

宇奈根駐車場(高津区宇奈根久地地内/最大 120 台/3,505 m²)



直近3年平均の年間駐車台数は 11,570 台。近隣にパークボール場(指定管理施設)あり。

参照:パークボール場ホームページ(<https://www.yomiss.co.jp/parkball/>)

(2) 事業内容

多摩川河川敷駐車場4場で、次の(3)の条件を全て満たす駐車場事業者を募集する。なお、事業の実施にあたっては、川崎市との協定書の締結及び川崎市からの駐車場の設置管理許可を受ける必要がある。

(3) 実施条件

別紙「多摩川河川敷駐車場運営事業者選定・募集要項仕様書」のとおり

(4) 許可期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

ア 川崎市が設置する選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を別紙選定評価基準に基づき、精査・評価し、基準点を上回った提案者に決定する。基準点を上回った提案者が複数いる場合は、評価合計点が最も高い提案者に決定する。審査は事前書類審査及びプレゼンテーション審査の2段階で行い、事前書類審査の上位4者に対して、プレゼンテーション審査を行う。ただし、参加申込者が5者に満たない場合は、参加申込者すべてを対象にプレゼンテーション審査を行う。すべての提案者の評価合計点が、委員会が定める基準点を下回った場合は、事業者を決定せず、再度、選考を行う場合がある。

イ 提案内容に虚偽の記載があると委員会が判断した場合は、得点の合計に関わらずその提案を失格とする。

ウ 審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知するとともに市ホームページで公表する。

(2) 企画提案を選定するための評価項目

利用料金、運営体制、収支計画その他の各項目について評価する。

4 参加資格

(1) 基本条件

駐車場の管理を安定して行えるように、日本国内において、人員を用いて車両や歩行者を管理した経験を有する法人事業者であること。また、共同事業体として参加する場合は、構成企業のいずれかが前述の経験を有すること。

(2) 欠格事項

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合の他、以下に定める場合は企画提案参加申込を行うことができないものとする。

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない場合
- イ 当該業務の企画提案書の提出期限の日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した
場合
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした場合で同法に基づく
裁判所による更生手続開始決定がなされていない場合
- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした場合で同法に基づ
く裁判所による再生計画認可決定がなされていない場合
- オ 直近3事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民
税を滞納している場合
- カ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく、資格停止期間中である場合
- キ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止中である場合
- ク 川崎市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)、その他の関係法令に違反して
いる場合
- ケ 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団員及び暴
力団員等または暴力団密接関係者である場合

5 選定後の流れ

選定された事業者は、募集要項・申請書類等に基づき、川崎市と条件面や管理運営内容を再確認し、許可条件を確定した上で、協定書を締結すること。また、「公園施設設置の許可申請書(川崎市都市公園条例施行規則(以下、「施行規則」という)第3号様式の1)」を指定する期日までに川崎市に提出すること。

なお、選定された事業者が、以下の事由に該当した場合は、その選定を取り消すことができるものとする。

- (1) 参加資格を喪失したとき
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 正当な理由なく、指定する期日までに許可の手続きに応じないとき
- (4) 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切ではないと判断されるとき
- (5) その他、許可が適当でないと判断されるとき

6 留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出期限以降の変更、修正、差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 同一の法人からの複数の企画提案の提出は不可とする。

- (5) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、選定後、提案された内容について、必要に応じ、市と事業候補者で協議の上、実施内容の変更をする場合がある。
- (6) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となる。
- (7) 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に川崎市の承諾を受けることとする。
- (8) 採用された提案内容は、必要に応じて外部に開示される場合がある。また、応募書類は、川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は同条例第8条第1項第4号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (9) 管理許可期間中に、新たな取組の実施や内容変更を行う場合には、事前に市と協議すること。

7 全体スケジュール

募集要項の公表	令和7年1月7日(火)
参加意向申出期間	令和7年1月7日(火)から令和7年1月17日(金)まで
質問受付期間	令和7年1月7日(火)から令和7年1月17日(金)まで
質問に対する回答期日	令和7年1月24日(金)まで
提案募集期限	令和7年2月5日(水)まで
選定委員会	令和7年2月13日(木)(予定)
審査結果の通知	令和7年2月14日(金)(予定)
設置管理許可	令和7年4月1日(火)
設置管理許可期間	令和7年4月1日(火)から令和10年3月31日(金)まで

8 各種手続き

(1) 募集要項の公表

公表日 令和7年1月7日(火)から
 場所 市ホームページ

(2) 参加意向申出期間

受付期間 令和7年1月7日(火)から令和7年1月17日(金)まで
 午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く)
 提出方法 「参加意向申出書(選定要綱第1号様式)」に所定の事項を記入の上、みどりの管理課に持参、郵送(必着)又は電子メールにて提出

(3) 質問書の受付、回答まで

受付期間 令和7年1月7日(火)から令和7年1月17日(金)まで

午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く)

受付方法 「質問書(選定要綱第3号様式)」に記入の上、みどりの管理課に持参、郵送(必着)
又は電子メールにて提出

回答方法 令和7年1月24日(金)までに市ホームページ上に掲載

(4) 企画提案書の受付

受付期限 令和7年2月5日(水)まで

午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く)

受付方法 みどりの管理課に持参、郵送(必着)又は電子メールにて提出

提出資料 以下のア～スの PDF データ及び Word データ

※持参、郵送の場合も、データは CD 等に焼いて別途提出すること

ア 企画提案書(選定要綱第4号様式)

イ 応募主体概要書(選定要綱第5号様式)

ウ 事業計画書(選定要綱第6号様式)

エ 誓約書(選定要綱第7号様式)

オ 暴力団との関連性確認のための個人情報外部提供同意書(選定要綱第7号様式関連)

カ 事業者の概要、担当部署の組織配置(様式自由)

キ 役員名簿及び履歴書(様式自由)

ク 法人の登記事項証明書 ※発行から3ヶ月以内のもの

ケ 定款

コ 印鑑証明書 ※発行から3ヶ月以内のもの

サ 法人納税証明書、消費税納税証明書(直近3事業年度分)

シ 貸借対照表及び損益計算書

ス 「事業計画書」の設問3(6)「実績」を証明する書類(契約書の写し等)

※その他、必要に応じて追加書類を求める場合がある。 ※様式類は、いずれも押印不要。

(5) 選定委員会

日時 令和7年2月13日(木) 時間未定(予定)

※会場、時間等詳細については、書類選考を通過した応募者に対し、2月7日(金)までにメールで通知する。

注意事項

- ・企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこととし、未提出の資料は使用しないこと。
- ・各提案者のプレゼンテーション時間は、10分以内とする(質疑応答を除く)。

(6) 審査結果通知

通知日 令和7年2月14日(金)(予定)

通知方法 各提案者に対して結果通知書(要綱第8号様式)により通知するとともに、市ホームページで、審査結果及び各提案事業に対する採点結果を公開する。

(7) 許可申請手続き

選定された事業候補者は、募集要項・申請書類等に基づき、川崎市と条件面や管理運営内容を再確認し、許可条件を確定したうえで協定書を締結すること。また、「公園施設設置の許可申請書(施行規則第3号様式の1)」を指定する期日までに川崎市に提出すること。なお、当該事業候補者が期日までに許可申請手続きに応じない場合は、次点者と協議を行うものとする。

9 担当部署(問合せ先)

川崎市建設緑政局緑政部みどりの管理課調査担当

住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話: 044-200-2394

FAX: 044-200-3973

E-mail: 53mikan@city.kawasaki.jp